

利用規約 新旧対照表

現行	変更後	変更理由
<p>第2条(定義)</p> <p>1.本規約において、以下の用語は、文脈上別異に解すべき場合を除き、以下の意味を有するものとします。</p> <p>(1)「アセットマネジャー」とは、営業者又は営業者がアセットマネジメント業務を委託する不動産特定共同事業者(第三号事業者又は小規模第二号事業者)をいいます。</p> <p>(2)「営業者」とは、本匿名組合契約の対象である事業の主体となる不動産特定共同事業者(第一号事業者、特例事業者又は小規模第一号事業者)をいいます。</p> <p>(12)「デポジット残高」とは、会員のデポジット口座への入金額(分配金・償還金を含みます。)から、投資中・投資申込中の金額及び出金額を除いた<u>資金額</u>をいいます。</p> <p>第6条(出資金の払込み等)</p> <p>3.当社は、前項の金銭信託を行う金融機関に指図し、信託用口座から本営業用口座に送金する方法により、営業者へ出資金の送金を行うものとします。ただし、本匿名組合契約成立のために、出資金を速やかに本営業用口座へ送金することが相当であると当社が判断する場合には、当該出資金を信託用口座へ送金することなく、デポジット口座より本営業用口座へ直接送金するものとします。</p> <p>第7条(本匿名組合契約の申込み及び成立)</p> <p>2.会員は、マイページにログインし、募集案件に関する情報(当該募集案件においてファンド詳細</p>	<p>第2条(定義)</p> <p>1.本規約において、以下の用語は、文脈上別異に解すべき場合を除き、以下の意味を有するものとします。</p> <p>(1)「アセットマネジャー」とは、営業者又は営業者がアセットマネジメント業務を委託する不動産特定共同事業者(第三号事業者又は小規模第二号事業者)をいいます。</p> <p>(2)「営業者」とは、本匿名組合契約の対象である事業の主体となる不動産特定共同事業者(第一号事業者、特例事業者又は小規模第一号事業者)をいい、<u>第一号事業又は小規模第一号事業においては「事業者」、特例事業においては「特例事業者」といいます。</u></p> <p>(12)「デポジット残高」とは、会員のデポジット口座への入金額(分配金・償還金を含みます。)から、投資中・投資申込中の金額及び出金額を除いた<u>投資可能額</u>をいいます。</p> <p>第6条(出資金の払込み等)</p> <p>3.当社は、<u>募集案件が成立した場合</u>、前項の金銭信託を行う金融機関に指図し、<u>信託を一部解約した上で</u>信託用口座から<u>デポジット口座に出資金を移動し、事業者があらかじめ指定する</u>本営業用口座に送金する方法により、営業者へ出資金の送金を行うものとします。ただし、本匿名組合契約成立のために、出資金を速やかに本営業用口座へ送金することが相当であると当社が判断する場合には、当該出資金を信託用口座へ送金することなく、デポジット口座より本営業用口座へ直接送金するものとします。</p> <p>第7条(本匿名組合契約の申込み及び成立)</p> <p>2.会員は、マイページにログインし、募集案件に関する情報(当該募集案件においてファンド詳細</p>	<p>「営業者」、「事業者」等の定義を補足しました。</p> <p>信託保全における資金の流れを修正しました。</p>

<p>画面に表示されるファンド概要、詳細情報、分配情報、対象不動産情報、<u>営業者情報</u>及びリスク・手数料等を含みますが、これらに限られません。)、当該募集案件に係る不動産特定共同事業契約約款及び本匿名組合契約に関する契約締結前交付書面兼契約成立前交付書面(以下、「<u>契約成立前書面</u>」といいます。)を十分に読み、その内容を理解したうえで、会員が希望する出資金額(当該募集案件のファンド詳細画面に記載された1口の金額の整数倍であり、かつデポジット残高の範囲内でなければならないものとします。以下、「<u>本匿名組合員出資金</u>」といいます。)その他当社が定める情報を出資申込画面の所定の箇所に入力することにより、本匿名組合契約の申込みを行うものとします。一投資家当たりの投資上限口数が設定されている場合は、上限を超えて出資申込をすることができません。</p> <p>4.募集期間終了後、応募総額が最低成立金額以上となった場合は、<u>当該募集案件は成立します。</u><u>当該募集案件が成立した場合は、</u>当社が別途定めるところに従い抽選を行い、出資者を確定します。出資者として確定した会員は営業者と本匿名組合契約を締結します。なお、出資者の確定後、クーリング・オフにより出資総額が最低成立金額を割り込んだ場合には、落選者の中から繰上げ当選者を選出して新たな出資者を確定します。</p> <p>附則 (追加)</p>	<p>画面に表示されるファンド概要、詳細情報、分配情報、対象不動産情報、<u>事業者情報</u>及びリスク・手数料等を含みますが、これらに限られません。)、当該募集案件に係る不動産特定共同事業契約約款及び本匿名組合契約に関する契約締結前交付書面兼契約成立前交付書面(以下、「<u>契約成立前交付書面</u>」といいます。)を十分に読み、その内容を理解したうえで、会員が希望する出資金額(当該募集案件のファンド詳細画面に記載された1口の金額の整数倍であり、かつデポジット残高の範囲内でなければならないものとします。以下、「<u>本匿名組合員出資金</u>」といいます。)その他当社が定める情報を出資申込画面の所定の箇所に入力することにより、本匿名組合契約の申込みを行うものとします。一投資家当たりの投資上限口数が設定されている場合は、上限を超えて出資申込をすることができません。</p> <p>4.募集期間終了後、応募総額が最低成立金額以上となった場合は、当社が別途定めるところに従い抽選を行い、出資者を確定します。出資者として確定した会員は営業者と本匿名組合契約を締結します。なお、出資者の確定後、クーリング・オフにより出資総額が最低成立金額を割り込んだ場合には、落選者の中から繰上げ当選者を選出して新たな出資者を確定します。<u>クーリング・オフ期間の経過後に当該募集案件は成立します。</u></p> <p>附則 <u>2024年9月10日 改定施行</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>サイトの表記に合わせました。</p> <p>書面の名称を修正しました。以下同様。</p> <p>「抽選」から「ファンド成立」までの流れを修正しました。</p>
--	--	--